

県 政 協 議 会

令和二年三月二十五日(水)

午前九時三十分

- 一、令和元年度三月補正予算(案)の概要について
- 二、令和二年度補正予算(案)の概要について(三月二十五日追加提案分)
- 三、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について
- 四、その他



令和元年度3月補正予算（案）の概要について

令和2年3月25日
(単位：千円)

一 予算規模

一般会計

補正額 678,381

補正後の規模 594,435,111

前年度2月補正後予算との対比 $\Delta 17,226,010$
(2.8%減)

《補正予算の財源》

特定財源 645,113

国庫支出金 645,113

一般財源 33,268

繰入金 33,268

二 補正予算(案)の内容

今回の補正予算(案)は、新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費について計上した。

- | | |
|---|---------|
| (1) 新興感染症対策事業 | 7,500 |
| 健康環境センターのウイルス検査体制を強化するため、PCR検査に必要な機器を整備する。 | |
| (2) 地域医療介護総合確保基金積立金 | 82,852 |
| 介護施設等における感染の拡大の防止を図るための事業に活用する基金の積み増しを行う。 | |
| ・積立額 0.8億円(国2/3、県1/3) | |
| (3) 生活福祉資金等貸付事業 | 560,000 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に一時的な資金を必要とする世帯等への貸付に必要な経費を助成する。 | |
| ・補助先 秋田県社会福祉協議会 | |
| ・補助率 10/10(国10/10) | |
| ①緊急小口資金 | |
| ・対象者 休業等により、一時的な資金を必要とする世帯 | |
| ・貸付上限 10万円(学校等の休業20万円) | |
| ・償還期間 2年以内 | |
| ・貸付利子 無利子 | |
| ②総合支援資金(生活支援費) | |
| ・対象者 失業等により、生活の立て直しが必要な世帯 | |
| ・貸付上限 月20万円以内(単身は月15万円以内) | |
| ・償還期間 10年以内 | |
| ・貸付利子 無利子 | |
| (4) 衛生用品購入に係る助成等 | 7,450 |
| ①医療機関 | 1,900千円 |
| 安定的な医療提供体制を維持するため、国が確保した医療用マスクを県内医療機関に配布する。 | |
| ・配布先 病院、診療所、歯科診療所、薬局 | |
| ②福祉施設 | 5,550千円 |
| 福祉施設において整備した衛生用品等について助成する。 | |
| ・補助対象 令和2年1月16日以降に整備した消毒用エタノール等の衛生用品 | |
| ・補助率 10/10(国10/10) | |
| i) 生活保護関係施設 | 1,000千円 |
| ・補助先 救護施設、授産施設、社会授産施設 | |
| ii) 児童福祉施設 | 2,593千円 |
| ・補助先 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等
(児童相談所、千秋学園、女性相談所については、県が購入) | |

iii) 障害者施設

1,957 千円

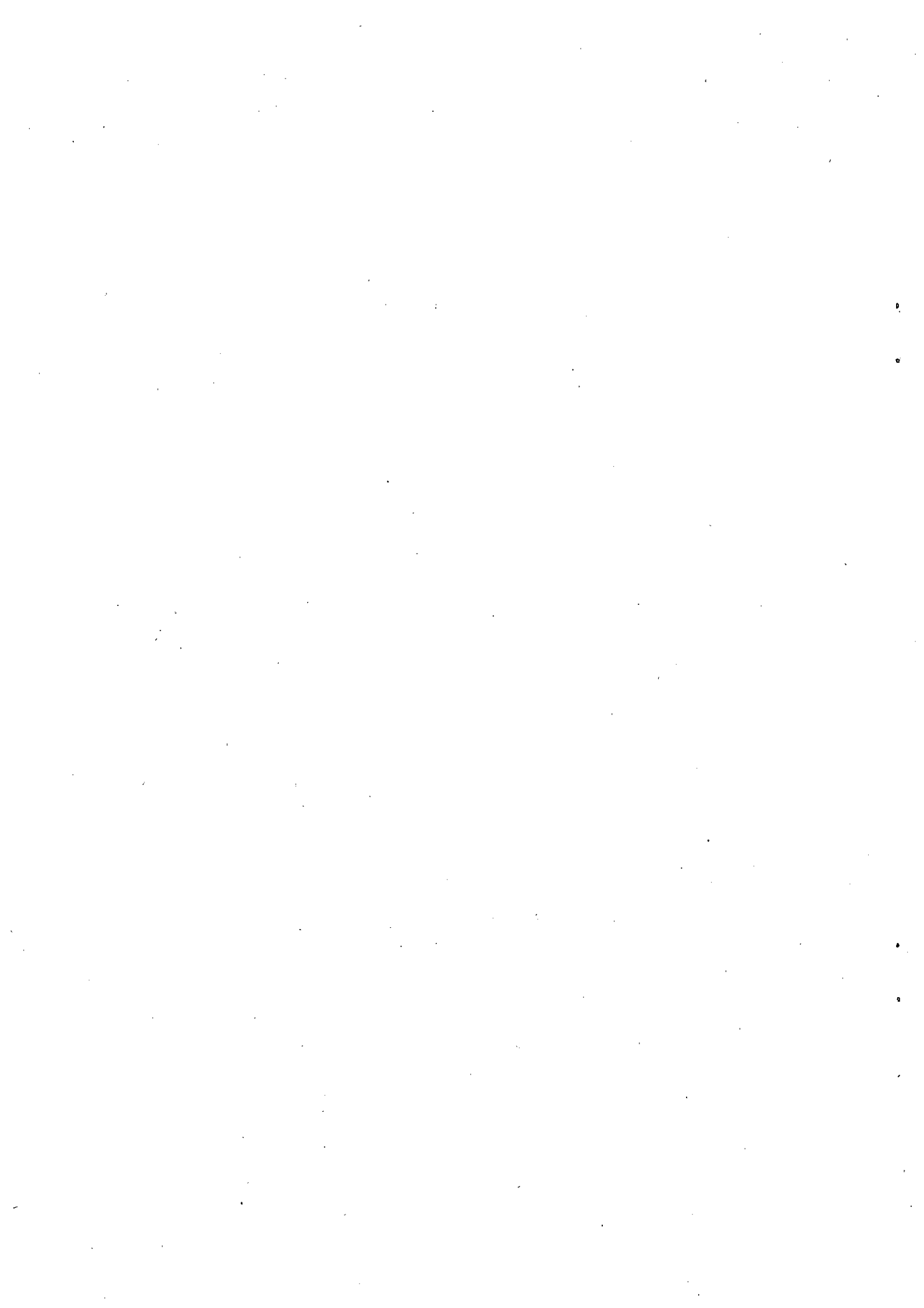
- ・補助先 障害者支援施設、障害児通所支援事業所 等

(5) ⑨特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業

20,579

特別支援学校等の臨時休業に伴い追加的に生じた放課後等デイサービスに係る利用者負担及び地方負担に相当する部分を助成する。

- ・補助先 市町村
- ・補助率 10/10 (国 10/10)



令和2年度補正予算（案）の概要について （3月25日追加提案分）

令和2年3月25日
（単位：千円）

一 予算規模

一般会計

	補正額	283,007
	補正後の規模	580,068,502
	前年度当初予算との対比	5,979,502 (1.0%増)

《補正予算の財源》

特定財源		165,485
	国庫支出金	82,633
	繰入金	82,852
一般財源		117,522
	繰入金	117,522

二 補正予算(案)の内容

今回の補正予算(案)は、新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費について計上した。

(1) 感染症患者入院治療費		150,122
① 感染症指定医療機関等運営費補助金	143,882 千円	
新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに要する病床を既存の感染症病床に加えて確保する場合に、空床及び消毒等に係る経費を助成する。		
・補助対象 16 医療機関		
・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2)		
② 感染症診査協議会運営費等	6,240 千円	
新型コロナウイルス感染症患者の入院勧告等に係る診査協議会を開催する。		
(2) 新興感染症対策事業		17,637
① 検査体制整備事業	8,415 千円	
健康環境センターのウイルス検査体制を強化するため、PCR検査に必要な機器を整備する。		
② 民間検査機関検査体制整備事業	3,750 千円	
民間検査機関が整備するPCR検査機器の購入経費を助成する。		
・補助対象 1 事業者		
・補助率 1/2 (国 10/10)		
③ 新型コロナウイルスPCR検査自己負担分負担費	5,472 千円	
帰国者・接触者外来等において医師の判断で新型コロナウイルス感染症の検査を実施した場合に、自己負担分を負担する。		
(3) 医療機関等への衛生用品の配布		115,248
① 医療機関	18,525 千円	
安定的な医療提供体制を維持するため、国が確保した医療用マスク及び消毒用エタノールを県内医療機関に配布する。		
・配布先 病院、診療所、歯科診療所、薬局		
② 福祉施設	96,723 千円	
福祉施設における感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るため、施設において使用する消毒用エタノール等を購入し、配布する。		
i) 生活保護関係施設	218 千円	
・配布先 救護施設、授産施設、社会授産施設		
ii) 児童福祉施設	2,512 千円	
・配布先 児童相談所、児童養護施設、母子生活支援施設 等		
iii) 高齢者施設	82,982 千円	
・配布先 介護保険施設、介護保険サービス事業所 等		
iv) 障害者施設	11,011 千円	
・配布先 障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、障害児通所支援事業所		

新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について

令和2年3月25日
危機管理対策本部

1 県内における新型コロナウイルス感染症発生状況等

3月24日現在、確認されている県内の発生状況は以下のとおり。

No	確定日	年齢	性別	居住地	経路等	現在の状況
1	3/6	60代	男	秋田市	クルーズ船 乗客	3/12 退院 健康観察実施中
2	3/6	10歳 未満	女	北海道	北海道から の訪問者	3/13 退院 健康観察実施中

【感染者発生を受けての対応】

- 1例目については、知事が記者会見で説明、対策本部会議で必要な指示を行ったほか、濃厚接触者等について健康福祉部で記者会見等を実施
- ※ 濃厚接触者のうち県内在住者8名は、検査の結果、陰性を確認済み。
- 2例目については、秋田市保健所での検査結果を受け、秋田市で市長が記者会見を実施
- ※ 濃厚接触者15名は検査を実施し、陰性を確認済み。

2 危機管理体制等

- 1月31日 秋田県危機管理連絡部を設置
- 2月7日 秋田県危機管理対策本部を設置、第1回対策本部会議を開催
- 2月28日 第2回対策本部会議を開催、知事記者会見
- 3月6日 感染症患者発生の知事記者会見、第3回対策本部会議を開催
- 3月7日、8日 感染症患者に関する健康福祉部長記者会見
- 3月11日 第4回対策本部会議を開催
- 3月23日 第5回対策本部会議を開催

3 県の対応

(1) 相談体制

- ①新型コロナウイルス感染症に関する相談
 - ・「あきた帰国者・接触者相談センター」において24時間対応 (3/2～)
 - 日中9時～17時対応の電話番号を1回線追加 (3/20～)
 - 相談件数：1,356件(3/2～3/22)
- ②県民生活や事業に関する相談
 - ・各地域振興局における県民相談窓口の設置 (3/2～)
 - 相談件数：53件(3/2～3/19)
 - ・福祉事務所、社会福祉協議会における相談対応、生活資金の貸付

(2) 検査体制

- ・検査機関：県健康環境センター(1/31～)、秋田市保健所(2/25～)
- ・検査件数：200件(1/31～3/23) ※うち陽性2件
- ・県健康環境センターの体制強化、民間機関での実施(保険適用)を調整

(3) 医療体制

①外来医療体制(帰国者・接触者外来)

- ・保健所から依頼のあった疑い例を診察(二次医療圏に1か所以上)
→「帰国者・接触者外来」の設置拡大のため、設備等整備へ助成

②入院医療体制(感染症指定医療機関など)

- ・有症患者は感染症指定医療機関への入院を措置(9医療機関30床)
→感染症病床以外の病床確保のため、協力医療機関に対し支援(設備等整備への助成、空床補償など)

③秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会(3/16設置)

- ・医療の専門家等による協議会において外来・入院医療体制について協議
委員：県医師会・県病院協会等の医療関係団体、厚生連、秋田大学医学部附属病院、市長会・町村会、県消防長会などの関係者

(4) マスク・消毒液の配布

①医療機関向けマスク配布

- ・国の備蓄分3万枚を県から感染症指定医療機関に3月17日発送済み。
- ・国による一括購入分の一般医療機関への配布に向け、医師会等と調整中

②高齢者施設等向けマスク配布

- ・国で一括購入した布製マスクについて日本郵便の配送網により順次配布
- ・市町村の備蓄マスクについて高齢者施設等への放出を依頼済み。
- ・県による一括購入や施設による購入分への助成などにも今後対応

③消毒用エタノールの配布

- ・国の調整により製造販売業者を通じて医療機関や福祉施設に優先供給
(県において関係施設の必要量を把握・報告し、購入)

(5) 県民等への情報提供

- ①「美の国あきたネット」及びSNSによる情報発信
- ②新聞、ラジオ、テレビによる広報の実施
- ③外国人向け多言語情報の提供

(6) 県民等の感染予防・まん延防止対策

- ①リーフレットによる手洗い、咳エチケット等の注意喚起
- ②企業・事業者に対する感染防止対策の周知・注意喚起
- ③集会・行事の自粛等
 - ・県主催の集会・行事等のうち、参加者が不特定多数に及ぶものや次の3条件に全て該当するものについて、引き続き、3/31まで原則として中止

又は延期。その他のものについても中止、延期、縮小を検討

※3条件 ア 換気の悪い密閉空間である

イ 人が密集している

ウ 近距離での会話や発声が行われる

- ・ 休館・休業中の県有施設について、4月以降開館・開業を予定
- ・ 県民等に対しても、リスクを判断し、感染防止対策を徹底した上で実施をお願い。ただし、上記3条件が同時に重なる場については、避けていただくようお願い。

④ 感染拡大地域への旅行の自粛を要請

⑤ 入進学、転勤等による来県者に向けた注意喚起

・ 県外からの入進学者・転勤者に対し、感染防止対策を呼びかけ

・ 大学等に対し、入進学者への注意喚起を要請

・ 商工団体に対し、県外からの転勤者等に対する健康管理の徹底等を要請

⑥ 高齢者施設等に対する見舞い等の立入自粛の要請

(7) 学校における対応

① 春季休業中の対応について、県立学校長あて次のことを通知

- ・ 授業日の設定は控えること
- ・ 部活動や大会への出場は認めないこと
- ・ 退任式・離任式は実施しないこと

② 市町村教育委員会及び私立学校については、県の対応を示し適切な対応を要請

③ 新学期については、3月24日の文部科学省から示された指針を踏まえ、教育活動の再開に向けた準備を進めている。

(8) 経済対策

① 県及び商工団体等での相談窓口の開設

- ・ 県企業活性化・雇用対策本部（産業政策課内）、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、あきた企業活性化センター等において経営相談窓口を開設
- ・ 県ウェブサイトでの経営相談窓口の周知

② 制度融資による資金繰り支援

- ・ 県の経営安定資金「新型コロナウイルス感染症対策枠」及び「危機関連枠（新型コロナウイルス感染症対応）」により、保証料率等の負担を軽減するなど、県内企業の資金繰りを支援

③ 農業者等への資金繰り支援

- ・ 各農業協同組合に対し、農業者等への資金の円滑な融通、既往債務返済猶予等について依頼
- ・ 無利子・無担保による制度融資（農林漁業セーフティネット資金等）の周知

④農畜産物の消費拡大キャンペーンの実施

- ・花き、牛乳、牛肉などの消費拡大キャンペーンとして、「花と食で秋田を盛り上げよう運動」を、JAグループと連携して3月13日から実施

⑤県産酒の消費拡大キャンペーンの実施

- ・県産酒の消費拡大キャンペーンとして、3月23日と30日の2日間、県庁地下通路で県産酒即売会を実施
- ・秋田銀行等13機関・団体と連携し、県産酒の購入を促進
- ・県産品プラザで4月下旬に県産酒フェアを開催

⑥企業等からの情報収集、宿泊施設等への影響の把握

- ・経済動向調査対象企業や商工団体、支援機関等からの情報収集
- ・主要な宿泊施設における全体的な状況の把握

⑦従業員の柔軟な働き方や健康管理の徹底等への配慮

- ・従業員の休暇取得等の柔軟な対応や、健康管理の徹底、不特定多数の方を対象とする事業所への注意喚起等について、商工団体等へ要請

(9) 空港・港湾等のインフラ施設における対応

空港、港湾、道の駅、都市公園における、来訪者に対する感染予防の周知

(10) 国への要望等

全国知事会において、各都道府県の要望事項等を取りまとめ随時提出

【これまでの主な要望事項】

- ・感染拡大の防止に向けた、検査・医療体制の整備
- ・地域経済への影響を踏まえた対策の実施
- ・早期終息に向けた、機動的な財政出動
- ・地域住民による感染防止対策に資する物品類の市場供給

(11) 県職員への対応

学校の臨時休業のため、子の養育の必要が生じた場合及び職員が濃厚接触者となった場合について、職務免除として取り扱うこととした（臨時的任用職員及び特別職非常勤職員を含む）(2/28)。

また、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員が罹患した場合には、90日の範囲内で有給の病気休暇を認めることとした(2/28)。